

令和3年度 第1回 浜田市地域公共交通活性化協議会

日 時 令和3年7月14日（水）
13時30分～15時00分（予定）

場 所 浜田市役所5階 議会全員協議会室

1 会長あいさつ

2 議題

(1) 浜田市地域公共交通活性化協議会規約の改正について（P2～）

(2) 令和2年度事業報告及び決算・監査報告について（P6～）

(3) 令和3年度事業計画（案）及び予算（案）について（P10～）

(4) ドア・トゥ・ドアで移動できるタクシーを利用した新たな交通手段について

3 その他

令和3年度 浜田市地域公共交通活性化協議会委員名簿

(敬称略、順不同)

番号	団体名等	役職	氏名	備考
1	浜田市	副市長	砂川 明	会長
2	中国運輸局島根運輸支局	首席運輸企画専門官	水谷 清志	欠席
3	島根県地域振興部交通対策課	主任	佐藤 稔	
4	浜田警察署	副署長	川上 教彰	
5	国土交通省浜田河川国道事務所	副所長	平西 邦裕	
6	島根県浜田県土整備事務所	統括調整監	郷原 薫	
7	島根県立大学	准教授	松田 善臣	副会長
8	島根県立大学	准教授	西藤 真一	
9	浜田市社会福祉協議会	地域福祉係長	田邨 真紀夫	
10	浜田女性ネットワーク	理事	王子 幸子	
11	浜田市医師会	監事	河野 通久	欠席
12	浜田商工会議所	副会頭	今井 久晴	監事
13	石央商工会	事務局長	山川 俊二	
14	浜田地域協議会	副会長	井戸 静志	監事 欠席
15	金城地域協議会	委員	川合 克志	
16	旭地域協議会	委員	今田 泰	
17	弥栄地域協議会	委員	賀戸 ひとみ	
18	三隅地域協議会	副会長	野上 理	
19	西日本旅客鉄道株式会社浜田鉄道部	運輸科長	坂根 正光	
20	石見交通株式会社	安全輸送部長	渡辺 健一	
21	社団法人島根県旅客自動車協会浜田支部	支部長	砂田 光	
22	島根県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	丸山 武	
23	浜田市	総務部長	坂田 歩	
24	浜田市	地域政策部長	邊 寿雄	
25	浜田市	健康福祉部長	猪木迫 幸子	
26	浜田市	市民生活部長	森脇 昭彦	
27	浜田市	産業経済部長	佐々木 規雄	
28	浜田市	都市建設部長	戸津川 美二	
29	浜田市	教育部長	河上 孝博	

浜田市地域公共交通活性化協議会規約の改正について（案）

1 改正趣旨

令和3年4月1日の機構改革に伴い、当協議会の事務局を置く市所管課の課名が「まちづくり推進課」から「地域活動支援課」へ変更となったことから所要の改正を行う。

2 改正内容

浜田市地域公共交通活性化協議会規約第11条第2項中「まちづくり推進課」を「地域活動支援課」に改める。

3 施行期日 令和3年4月1日

4 新旧対照表

新	旧
浜田市地域公共交通活性化協議会規約	浜田市地域公共交通活性化協議会規約
第1条 ～ 第10条 【省略】 (事務局)	第1条 ～ 第10条 【省略】 (事務局)
第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。	第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
2 事務局は、浜田市地域政策部 <u>地域活動支援課</u> に置く。	2 事務局は、浜田市地域政策部 <u>まちづくり推進課</u> に置く。
3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。	3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
第12条 ～ 第17条 【省略】	第12条 ～ 第17条 【省略】
附 則	附 則
1 この規約は、平成23年5月27日から施行する。	1 この規約は、平成23年5月27日から施行する。
2 この規約の規定により最初に就任した委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。	2 この規約の規定により最初に就任した委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
附 則	附 則
この規約は、平成25年4月1日から施行する。	この規約は、平成25年4月1日から施行する。
附 則	附 則
この規約は、平成26年4月1日から施行する。	この規約は、平成26年4月1日から施行する。
附 則	附 則
この規約は、平成27年4月1日から施行する。	この規約は、平成27年4月1日から施行する。
附 則	附 則
<u>この規約は、令和3年4月1日から施行する。</u>	

浜田市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第1条 浜田市（以下「市」という。）の公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するため、浜田市地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、及び地域における住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、浜田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を浜田市殿町1番地（浜田市役所内）に置く。

（協議事項）

第3条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 生活交通ネットワーク計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公共交通に関して必要な事項に関すること。

（協議会の構成員）

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副市長
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 識見者
- (4) 市民又は市内公共交通の利用者
- (5) 関係する公共交通事業者、団体、道路管理者その他計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (7) 市職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、協議会の運営上必要と認められる者

（任期）

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第6条 協議会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、副市長をもって充てる。

- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を統括する。
- 4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の3分の2以上をもって決する。ただし、事業実施に係る事項については、事業の実施主体として定められた者の同意を要する。
- 4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めることができる。
- 7 会長は、協議会の議事に支障があると認められるときは、委員を退席させることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について協議会の業務を円滑に行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び委員の中から協議会が必要と認めた者で構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聞くことができる。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、浜田市地域政策部地域活動支援課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第12条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(監査)

第13条 会長は、毎事業年度終了後、必要な書類を監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償費及び旅費)

第15条 委員等が協議会の会議等に出席したときは、日額6,000円の報償費及び浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)の例による旅費に相当する額の実費弁償を支給する。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、県、市の常勤職員
- (2) 前号に定めるもののほか、申し出のあった委員

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年5月27日から施行する。
- 2 この規約の規定により最初に就任した委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年度浜田市地域公共交通活性化協議会事業報告

1 会議の開催

(1) 第1回協議会

開催日：令和2年7月22日（水）

場 所：浜田市役所5階議会全員協議会室

内 容：①令和元年度事業報告及び決算・監査報告
②令和2年度事業計画及び予算の承認

(2) 第2回協議会

開催日：令和3年3月25日（木）

場 所：浜田公民館 研修室

内 容：①浜田市地域公共交通再編計画の進捗状況について

○事業実施

- ・令和3年度地域内交通の再編
(生活路線バス及び予約型乗合タクシーの運行計画の見直し)
- ・通学定期券購入費補助金制度の継続
- ・敬老福祉乗車券制度の継続

○検討・調整

- ・ドア・トゥ・ドアで移動できるタクシーを利用した新たな交通手段
(利用者ニーズなどの実態把握や、事業者との調整など、更なる検討が必要であると判断し、引き続き検討)
- ・ICTを利用したシステムの導入検討・次世代サービス実証実験の受入れ
(島根県と連携した大手通信会社の実証実験導入を模索)
- ・訪れる人にもやさしい公共交通体系
(観光客等を対象とした「一日乗車券」の検討)

②ドア・トゥ・ドアで移動できるタクシーを利用した新たな交通手段の
検討結果報告

2 公共交通利用促進への取組

(1) 公共交通機関の利用方法を学ぶことを目的としたツアーへの支援

予約型乗合タクシーやバスの乗り方、運賃の支払い方などを学ぶために、地域住民が主体となって実施した「公共交通おでかけツアー」に対し、バスカードを進呈した。

支援先：和田地区サロン（旭地域）

開催日：令和2年8月3日（月）

内 容：生活路線バスから石見交通路線バス等へ乗り継ぎ、浜田市街地の施設を巡る。

参加者：4名

(2) 公共交通施策についての積極的な情報提供

利用者が年々減少している公共交通に関心をもってもらい、利用につながるきっかけづくりとして、次のとおり公共交通施策のPRに努めた。

- ① 広報はまだ（令和2年4月）
- ② 石見ケーブルテレビ浜っ子タイムズ（令和3年3月）
- ③ 浜田市ホームページ等（通年）

(3) バス体験乗車会の実施

三隅フェスティバルにおいて、バスの体験乗車会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、同フェスティバルが中止となり、乗車会も中止とした。

開催日：令和2年11月14日（土） （中止）

令和2年度 浜田市地域公共交通活性化協議会決算書

【収入】

(単位:円)

款・項・目	節		決算額 (B)	増減 (B-A)	備考
	区 分	予算額(A)			
1 補助金 1 補助金 1 浜田市補助金	浜田市補助金	500,000	500,000	0	
2 諸収入 1 雑入 1 雑入	利子収入	1,000	2	△ 998	
収入合計		501,000	500,002	△ 998	

【支出】

(単位:円)

款・項・目	節		決算額 (B)	不用額 (A-B)	備考
	区 分	予算額(A)			
1 運営費		381,000	116,825	264,175	
1 会議費		271,000	102,347	168,653	
1 会議費		271,000	102,347	168,653	
	ア 報償費	195,000	84,000	111,000	協議会委員報償金
	イ 旅費	60,000	14,356	45,644	実費弁償
	ウ 需用費	16,000	3,991	12,009	お茶代
2 事務費		110,000	14,478	95,522	
1 事務費		110,000	14,478	95,522	
	エ 旅費	30,000	0	30,000	
	オ 需用費	70,000	0	70,000	
	カ 役務費	10,000	14,478	△ 4,478	郵送料、振込手数料等
2 事業費		119,000	4,000	115,000	
1 事業費		119,000	4,000	115,000	
1 事業費		119,000	4,000	115,000	バスカード進呈代
3 予備費		1,000	0	1,000	
1 予備費		1,000	0	1,000	
1 予備費		1,000	0	1,000	
支出合計		501,000	120,825	380,175	

収入支出差引 (500,002円 - 120,825円 = 379,177円) は浜田市へ戻入

令和3年6月14日

浜田市地域公共交通活性化協議会
会長 砂川 明 様

監事 今井久晴 

会計監査報告書

令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)浜田市地域公共交通活性化協議会の決算について、下記のとおり監査を実施しましたので、報告します。

記

1 監査実施日 令和3年6月14日(月)

2 監査結果

予算整理簿、現金出納簿、通帳及び証票書類等を監査した結果、正確に執行されていることを認めます。

令和3年度浜田市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

1 会議等の開催

(1) 第1回協議会

開催日：令和3年7月14日（水）

場 所：浜田市役所5階議会全員協議会室

内 容：①協議会規約の改正

②令和2年度事業報告及び決算・監査報告

③令和3年度事業計画及び予算の承認

(2) 第2回協議会（予定）

開催日：令和3年10月

場 所：（未定）

内 容：①ドア・トゥ・ドアで移動できるタクシーを利用した新たな交通手段について（予定）

②一日乗車券の実施について（予定）

(3) 第3回協議会（予定）

開催日：令和4年3月

場 所：（未定）

内 容：①浜田市地域公共交通再編計画の進捗状況の報告（予定）

②敬老福祉乗車券制度の見直しについて（予定）

③バスマップの更新状況について（予定）

④一日乗車券の利用状況について（予定）

※ 必要に応じてワーキング会議等の開催を検討

2 再編計画の進捗管理

「第2次浜田市地域公共交通再編計画（令和元～6年度）」に係る事業の進捗状況を管理し、必要に応じて計画内容の見直しを行う。

3 公共交通利用促進の取組

(1) バス体験乗車会の開催

民間事業者と連携し、市内のイベントや地域のサロン等の開催に併せて、路線バスの展示・体験乗車会やバスの乗り方教室を開催し、バスに不慣れな方にもバスに親しんでもらう取組を行う。

(2) 公共交通利用促進へつながるイベント等への支援

地域等が公共交通利用促進を目的とし、自主的に企画、運営するイベント等への支援を行うことで、公共交通機関を日常的な移動手段として認識してもらう働きかけを行う。

(3) 公共交通に関する積極的な情報提供

- ①公共交通を利用して支えるという意識の醸成を目指し、利用者が減少している公共交通利用の実態について、市民への周知を図る。
- ②公共交通に関心をもってもらうきっかけづくりとして、広報やホームページ等を活用し、公共交通に関する情報を発信する。
- ③島根県の補助金を活用し、平成30年に作成したバスマップを更新し、より公共交通を利用しやすい環境を整備する。

(4) 一日乗車券の実施

浜田市に訪れる観光客等を対象として、はまだお魚市場、浜田城資料館、世界こども美術館創作活動館等を含めたエリア内での石見交通バスの一日乗り放題の乗車券を販売し、公共交通の利用促進を図る。

令和3年度浜田市地域公共交通活性化協議会予算（案）

【収入】

(単位:千円)

款・項・目	節				備考
	区分	予算額(A)	前年度 予算額 (B)	差額 (A-B)	
1 補助金					
1 補助金					
1 浜田市補助金	浜田市補助金	882	500	382	
2 諸収入					
1 雑入					
1 雑入	利子収入	1	1	0	
収入合計		883	501	382	

【支出】

(単位:千円)

款・項・目	節				備考
	区分	予算額(A)	前年度 予算額 (B)	差額 (A-B)	
1 運営費		260	381	△ 121	
1 会議費		170	271	△ 101	
1 会議費		170	271	△ 101	
ア 報償費		130	195	△ 65	協議会委員報償金
イ 旅費		30	60	△ 30	実費弁償
ウ 需用費		10	16	△ 6	お茶代
2 事務費		90	110	△ 20	
1 事務費		90	110	△ 20	
エ 旅費		20	30	△ 10	旅費（協議等）
オ 需用費		40	70	△ 30	消耗品費等
カ 役務費		30	10	20	郵送料等
2 事業費		622	119	503	
1 事業費		622	119	503	
1 事業費		622	119	503	バスマップ更新費用498千円 1日乗車券印刷費用49千円 その他75千円
3 予備費		1	1	0	
1 予備費		1	1	0	
1 予備費		1	1	0	
支出合計		883	501	382	